# 四半期報告書

(第144期第1四半期)

自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日

## 日本板硝子株式会社

## 表 紙

第一部	3	企業情報	
第1		企業の概況	
	1	1 主要な経営指標等の推移	1
	2	2 事業の内容	2
	3	3 関係会社の状況	2
	4	4 従業員の状況	2
第2		事業の状況	
	1	1 生産、受注及び販売の状況	3
	2	2 事業等のリスク	3
	3	3 経営上の重要な契約等	4
	4	4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3		設備の状況	9
第4		提出会社の状況	
	1	1 株式等の状況	
		(1) 株式の総数等	10
		(2) 新株予約権等の状況	15
		(3) ライツプランの内容	21
		(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
		(5) 大株主の状況	22
		(6) 議決権の状況	23
	2	2 株価の推移	23
	3	3 役員の状況	23
第5		経理の状況	24
	1	1 四半期連結財務諸表	
		(1) 四半期連結貸借対照表	25
		(2) 四半期連結損益計算書	27
		(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28
	2	2 その他	42
第二部	3	提出会社の保証会社等の情報	43

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第144期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【英訳名】 Nippon Sheet Glass Company, Limited

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【電話番号】 03-5443-9527

【事務連絡者氏名】 経理部 松園 元則

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【電話番号】 03-5443-9527

【事務連絡者氏名】 経理部 松園 元則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第144期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第143期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	221, 518	143, 582	739, 365
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	6, 884	△15, 764	△12, 259
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失(△)(百万円)	27, 803	△15, 691	△28, 392
純資産額(百万円)	428, 855	254, 491	257, 223
総資産額(百万円)	1, 418, 422	1, 016, 765	1, 025, 221
1株当たり純資産額(円)	621.82	365. 16	369. 15
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 (△)金額(円)	41.61	△23. 49	△42. 49
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	39. 11	_	
自己資本比率(%)	29. 3	24. 0	24. 1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2, 707	△13, 276	△32, 597
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38, 453	△217	2, 589
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9, 894	△13, 479	15, 840
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高(百万円)	135, 343	51, 918	75, 598
従業員数 (人)	32, 924	30, 305	31, 436

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
  - 3. 第143期及び第144期第1四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、機能性ガラス事業及びその他の事業を行っており、その製品はあらゆる種類にわたっております。

当第1四半期連結会計期間における、各事業における主要な関係会社の異動はありません。

#### 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	30, 305
(作業員数(八)	[4, 346]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に人員数を外数で記載しております。
  - 2. 臨時従業員には、臨時工、契約社員、嘱託、パートタイマー、定年退職後継続雇用者、派遣社員が含まれております。なお、派遣社員につきましては当第1四半期連結会計期間から新たに含めております。
- (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

(大)	2, 269
(化来貝数 (八)	(359)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に人員数を外数で記載しております。
  - 2. 臨時従業員には、臨時工、契約社員、嘱託、パートタイマー、定年退職後継続雇用者、派遣社員が含まれております。なお、派遣社員につきましては当第1四半期会計期間から新たに含めております。

## 第2【事業の状況】

- 1【生産、受注及び販売の状況】
  - (1)生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
建築用ガラス事業 (百万円)	58, 815	57. 1
自動車用ガラス事業 (百万円)	65, 005	60.5
機能性ガラス事業 (百万円)	14, 338	74. 9
その他の事業 (百万円)	2, 881	51.8
合 計 (百万円)	141, 039	60.0

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
  - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2)受注状况

受注生産形態をとらない製品が多く、事業の種類別セグメントに示すことは難しいため記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
建築用ガラス事業 (百万円)	62, 210	63. 4
自動車用ガラス事業 (百万円)	63, 390	63. 4
機能性ガラス事業 (百万円)	15, 092	79. 4
その他の事業 (百万円)	2, 889	65. 9
合 計 (百万円)	143, 582	64. 8

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 販売実績の「主な相手先別」は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載は行っておりません。
  - 3. セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 2【事業等のリスク】

当社グループが前連結会計年度の有価証券報告書で開示した事業等のリスクの分析につきましては、当第1四半期連結会計期間においても引き続き有効なものと考えております。当連結会計期間において、その規模と性質上、当社グループの事業等のリスクの状況に重要な影響を及ぼすと考えられるような事象は、発生しませんでした。また、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または

状況は、当連結会計期間においては存在しておりません。

## 3【経営上の重要な契約等】

#### (1) 優先株式の発行に係わる投資契約

当社は平成21年5月20日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議いたしました。また、当社は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において本優先株式の発行のために必要となる「定款一部変更の件」を決議しました。

本優先株式発行に係わる払込みは平成21年7月1日に完了いたしました。

本優先株式発行は資本の充実を図ると共に有利子負債の削減を目的とするものです。このことにより財務基盤を強化し、資金調達の柔軟性を維持・向上させます。資金調達額は300億円でそのうち約230億円は既存の有利子負債の返済に充当し、残る資金は通常の事業資金に充当しました。本優先株式の発行が柔軟で安定した当社資本の強化に資する最も適した資金調達であります。割当先はUDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合(日本政策投資銀行、三井住友銀行により出資)、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合(日本政策投資銀行、三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リースにより出資)です。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当社グループの市場である世界主要地域では、当第1四半期においても引き続き世界的な景気後退の影響を受けました。グループの建築用ガラス事業は、商業用及び住宅用ガラス向けとも需要は低水準で推移していますが、自動車用ガラス事業と機能性ガラス事業では、厳しい状況に見舞われた前年度の末日以降、わずかながら市場環境の改善が見られました。

欧州では、厳しい市場環境が続いており、建築用ガラスに対する需要は前年第1四半期を約20%下回っています。自動車販売台数は、新車購入に対する各国政府によるインセンティブ制度導入を受けて回復の兆しが見られ、ドイツ、フランス、イタリアでは前年同期に比べて増加を記録しました。自動車補修用(AGR)市場は、一般的な経済活動の低落状況に反して堅調を維持しました。タイミングベルト用ゴムコードの需要の落ち込みは、当第1四半期において沈静化しました。

日本における市場環境は、厳しい状況が続きました。新設住宅着工戸数は対前年同期比約25%の落ち込みとなりました。新車販売は、消費者マインドの収縮を受けて減少が続きました。軽自動車の販売台数は、8ヶ月連続で減少しました。機能性ガラス製品に対する需要は、回復の兆候も一時は見られましたが、なお前年同期を大幅に下回っています。

北米でも、経済活動の低迷が続きました。建築用ガラス市場は、6月に回復の兆しが顕れ始め、新設住宅着工戸数も5月の水準に比べて17%の増加となったものの、前年との比較ではなお大きく減少しています。新車販売は前年度末にかけて低落した水準でやや落ち着きを見せており、前年に比べて約30%の減少を示しました。欧州と同様、自動車補修用(AGR)市場は堅調でした。

当社グループが事業展開している新興国地域では、先進国地域と比較して経済は良好に推移しました。

当第1四半期連結会計期間における連結売上高は1,436億円となり、前年同期の売上高2,215億円に比べて35.2%の減少となりました。営業利益は211億円減少し110億円の営業損失となりましたが、これは前述の通り、世界的な経済状況の悪化によるものです。四半期純損失は157億円となり、前年同期より435億円減少しましたが、これは営業利益が減少したことと、前年同期では関連会社株式の売却益が特別利益に含まれていたためです。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ①建築用ガラス事業

当第1四半期連結会計期間における建築用ガラス事業の業績は、当事業を展開する世界主要地域の多くにおいて厳しい市場環境が続く状況を反映して、営業損失を計上しました。当会計期間の業績は、数量の減少と販売価格の下落を受けて前年同期より大きく減少しており、前年第4四半期連結会計期間と比較しても減少となりました。

欧州における建築用ガラス (BP) 事業売上高は、グループ全体における当事業売上高の49%を占めています。欧州では、困難な市場環境のもと販売価格と数量の下落が続いた結果、売上高は前年同期を下回りました。これを受けて営業損益も悪化しました。投入コストの減少は販売価格の下落の影響を一部補うだけに留まったため、営業損益は前年第4四半期連結会計期間を下回りました。平成21年6月に販売価格の引き上げを実施しており、これまでのところ値上げは比較的順調に市場に受け入れられています。

日本における建築用ガラス (BP) 事業売上高は、グループ全体における当事業売上高の29%を占めています。販売数量の減少という厳しい状況により、売上高は減少しました。市場環境の悪化が続いたため、営業損失は前年第4四半期連結会計期間に比べて増加しました。コスト削減が引き続き優先課題となっています。

北米における建築用ガラス (BP) 事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち10%を占めています。北米でも販売数量の低下により、売上高は前年同期に比べて減少しました。一方、原燃料コストの低下とコスト削減の効果が販売数量と価格の下落影響をカバーし、営業利益は前年並みを確保しました。

その他の地域では、売上高は、前年同期を下回ったものの、前年第4四半期をわずかに上回りました。営業利益は、数量と価格の低下により前年同期を下回り、市況の悪化によって前年第4四半期連結会計期間との比較でも減少しました。

以上より、当第1四半期連結会計期間における建築用ガラス事業の売上高は622億円、営業損失は52億円となりました。

#### ②自動車用ガラス事業

当第1四半期連結会計期間において自動車用ガラス事業で計上された営業損失の額は、前年第4四半期連結会計期間に比べて、縮小・改善しました。いくつかの地域では、なお前年同期に比べて大きく下回っているものの数量の増加も見られ、コストの抑制運営を強化した効果と相俟って、利益率の上昇につながりました。

欧州における新車向け (OE) 部門及び補修用 (AGR) 部門売上高は、グループ全体における自動車用ガラス事業 売上高の53%を占めています。欧州での当第1四半期連結会計期間における売上高は、需要の大幅な減退を受けて 前年同期を下回りました。OE部門における販売数量が当第1四半期に回復に転じた結果、売上高並びに営業損益は 前年第4四半期連結会計期間との比較では増加・改善しています。AGR部門の需要も好調でした。

日本における自動車用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち14%を占めています。需要の低迷により、売上高は前年同期を大きく下回りました。営業損益も前年同期より悪化しましたが、販売数量の下落が落ち着き始めた影響で前年第4四半期連結会計期間よりは改善しました。

北米における自動車用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち21%を占めています。補 修用」(AGR)部門の米ドル建て売上高と営業損益は、数量の減少により、前年同期を下回りました。新車向け

(0E) 部門の売上高と営業損益も更なる悪化の様相を呈し、前年同期に比べて売上高は大きく減少し、営業損失も拡大しました。主要カーメーカー全てに関して需要が低下しており、うち2社、ゼネラル・モーターズ社とクライスラー社は当第1四半期において米国連邦破産法11条の申請を行いました。

その他の地域では、売上高は前年同期を下回ったものの、需要が徐々に復活し始めてきたため、前年第4四半期連結会計期間よりは増加しました。営業損益も前年同期の水準は下回りましたが、前年第4四半期からは改善しました。

以上より、当第1四半期連結会計期間における自動車用ガラス事業の売上高は634億円、営業損失は20億円となりました。

#### ③機能性ガラス事業

機能性ガラス事業の売上高と営業利益は、前年同期より大きく減少しました。しかし、前年第4四半期連結会計期間との比較では、需要が底入れあるいは製品分野によっては回復を見せたこともあり、改善しました。円高基調の継続は、プリンター及びスキャナー用部品の輸出にも引き続き影響を与えています。

以上より、当第1四半期連結会計期間における機能性ガラス事業の売上高は151億円、営業損失は22百万円となりました。

#### ④その他の事業

この分野にはエンジニアリング売上等が計上されていますが、上記の事業に含まれない小規模な事業も含まれています。その他の事業で計上されたコストは、ほぼ前年同期並みでした。

以上より、その他の事業では、売上高は29億円、営業損失は38億円となりました。

#### ⑤持分法適用会社

当社グループにおける持分法適用会社の損益は、連結損益計算書の営業外損益の部に反映されます。持分法による投資損益は、主に当社グループの合弁事業であるブラジルのCebrace社の利益が前年同期比で減少したこともあり、悪化しました。それ以外の地域においても、合弁事業並びに関連会社は厳しい市場環境のもと引き続き利益の減少に見舞われました。

所在地別セグメントの業績は、以下の通りとなっております。

#### ①欧州

欧州は、連結売上高が前年同期に比べて504億円減少し、669億円となりました。営業利益も147億円減少し68億円の損失となりましたが、これは建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業の双方において厳しい市場環境が続いたことが要因です。

#### 2日本

日本は、連結売上高が前年同期に比べて128億円減少し375億円となり、営業利益も37億円減少し34億円の損失となりました。建築用ガラス・自動車用ガラスの両事業では、経済環境に起因する数量の減少に見舞われた一方、機能性ガラス製品への需要は、円高の影響を受けました。

#### ③北米

北米は、建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業での需要低下を受けて、連結売上高は85億円減少し200億円となりました。営業損失は19億円でしたが、これは前年同期よりも10億円悪化しています。これは主に、自動車用ガラス事業における新車向け(0E)部門での厳しい市場環境によるものです。建築用ガラス事業の利益率は、太陽電池向けガラスの販売増加によりわずかながら改善しました。

#### ④その他の地域

その他の地域は、連結売上高が前年同期比63億円減少し192億円となりました。この減少は、主として、南米における自動車用ガラス事業並びにアジアにおける建築用ガラス事業においてもたらされたものです。営業利益は、15億円減少し、11億円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当社グループでは、フリー・キャッシュ・フローを安定的に生み出すことが、短期的な有利子負債の削減につながるだけでなく、長期的にも収益性の高い成長分野に投資する機会をもたらすと考えており、グループの重要課題であると認識しております。

当第1四半期連結会計期間の営業キャッシュ・フローは、前年同期の27億円のマイナスから大幅に悪化し、133億円のマイナスとなりました。この減少は主に、営業利益水準の低下によるものです。投資キャッシュ・フローも、前年同期の385億円のプラスから減少し、2億円のマイナスとなりました。この減少は、前年同期には関連会社株式の売却収入が含まれていたことが主因です。

当社グループは、3段階のフェーズで構成される長期ビジョンの「フェーズ1」において設備投資を抑制的に運営することを継続方針としており、また、株主の皆様にとっての企業価値を最大限に高めるという観点に照らして、将来の各フェーズにおいてコアとなりえないと判断した資産や事業は処分する方針でおります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの営業利益の減少は、主として、グループの主要な市場である世界各地域の厳しい経済情勢の結果によるものです。グループの各事業部門にとって、市場環境の悪化が特に深刻になったのは、前年度の第3四半期及び第4四半期においてでした。このような市場環境を受けて、平成21年1月29日、当社グループは収益改善及び事業効率向上を図るべくリストラクチャリング、人員削減、追加コスト削減を含めた諸施策について発表しました。更に平成21年4月7日、当社グループは、かつてない需要の低下のため、とりわけ欧州建築用ガラス事業において深刻な影響が現れていることにより、更なる事業再構築施策の実施とそれに伴う追加費用の必要性について発表しました。当社グループでは、これらの施策を通じて、当連結会計年度半ば以降より業績改善の効果が顕れて来るものと考えております。

また、当社グループでは、原油をはじめとするエネルギー関連価格の長期的な上昇による大きなコスト増加リスクにさらされています。ガラス製品はエネルギー消費を抑制するために使われることが多く、当社グループの高付加価値製品の多くも、そのようなニーズに対応しております。しかしながら、ガラスの製造はエネルギーを大量に消費するため、エネルギーコストの長期的な上昇は当社グループの製造コストの増加に直結します。当社グループは、デリバティブを用いたヘッジの取組により、このようなコスト上昇の影響を軽減するように鋭意努めておりますが、ヘッジのみによってエネルギーコストの上昇による影響を完全に排除することはできません。このため長期的には、当社グループの製品の販売価格を、エネルギーコストの上昇をより反映させた水準に設定する必要があると考えております。

なお、当社グループは、独占禁止法の遵守を確実なものとするためのコンプライアンス・プログラムへの取組を 強化しております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は24億円となりました。事業部門別の内訳は、建築用ガラス事業部門にて11億円、自動車用ガラス事業部門にて8億円、機能性ガラス事業部門にて4億円、その他の事業部門において1億円となっております。

#### (5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは、為替及び金利の変動に対応するために各種ヘッジに取り組んでおります。当社グループは世界29カ国に生産拠点を有し、130カ国で販売活動を行っているため、為替変動のリスクにさらされています。また、当社グループが抱えるネット借入残高の水準に応じて、金利変動のリスクも発生します。このため、例えば外貨建ての資産は、同じ通貨建ての借入を行うことにより、為替変動の影響を純資産の部で相殺させる形でのヘッジを行っています。また当社グループには、主として円建、ユーロ建、米ドル建並びにポンド建の借入金があり、これらに係る金利については固定利率と変動利率の両方がありますが、為替や金利の変動を想定の範囲内に収めるために、必要に応じてデリバティブをヘッジ手段として活用しております。

このような目的のために利用するデリバティブは、主として金利スワップと為替予約です。金額が重要な外貨建て取引で且つ有効なヘッジ関係が成立する可能性が高い場合には、為替予約取引を活用することがあります。尚、当社グループは投機を目的としたデリバティブ取引は行っておりません。

金利変動のリスクについては、まず変動利率または固定利率で借り入れを行い、その後に金利スワップ契約や金利先渡し契約を締結することによってヘッジを行っています。現在、予想ネット借入額の30~70%の範囲内において常時ヘッジすることを方針にしております。

#### (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、社債、ファイナンス・リース契約、または株主資本があげられます。当第1四半期連結会計期間末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金が約84%、社債が14%、ファイナンス・リース契約が2%となっております。

当社グループは、最適な調達手法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としております。

当第1四半期連結会計期間末のネット借入残高は、前連結会計年度末(平成21年3月31日)から261億円増加し、3,574億円となりました。これは主に、グループの既公表計画に沿う形での事業構造改善費用の支出を行ったこと、並びに運転資金の季節変動によるものです。為替変動によりネット借入は当第1四半期において約69億円増加しました。当第1四半期連結会計期間末における総借入残高は、4,319億円となっております。

平成18年6月のピルキントン社買収以降のネット借入残高の推移は以下のとおりとなっております。

	ネット借入残高
	百万円
平成18年6月末	514, 097
平成19年3月末	400, 203
平成20年3月末	328, 479
平成21年3月末	331, 343
平成21年6月末	357, 427

純資産の部は、当第1四半期連結会計期間中に27億円減少し、同連結会計期間末(平成21年6月30日)では 2,545億円となりました。

当社グループは長期債務に対する投資格付を3つの格付機関より取得しています。現在、ムーディーズからは"Baa3"、格付投資情報センター (R&I)からは"BBB"、そして日本格付研究所 (JCR) からは"BBB+"をそれぞれ取得しておりますが、当社グループがネット借入残高の削減をさらに進めることにより、これらの格付は維持できるものと考えております。

#### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営の基本方針は、「オープンでフェア」「企業倫理の遵守」「地球環境問題への貢献」を基本 姿勢とし、「先進性があり、かつグローバルで存在感のある企業」と同時に「すべてのステークホルダーにとって のグループ企業価値の向上」を目指しております。

当社グループの使命は、グループの人材及び技術を最大限に活用し、たゆまずイノベーションを追求することによって、ガラス製品の製造販売においてグローバルリーダーになることです。当社グループの事業は、建築用ガラス、自動車用ガラス、機能性ガラスの3事業からなっております。

当社では、平成18年7月に発表した3段階からなる10年計画を策定実施しております。この計画は、当社グループの長期ビジョンの中核をなすものであり、基本的な目標に変更はありません。しかしながら、世界市場の減速を受けて、平成23年3月期を10年計画の中間地点として設定した中期計画の目標値につきましては、現在見直しを行っております。

当面の優先事項は事業再構築諸施策の実施であり、フェーズ1の目標達成です。フェーズ1の目標とは、事業統合、競争力の強化、財務体質の強化、成長への土台作りです。

これらの目標達成に向けては、新しいグローバル組織の確立、事業シナジーの実現など着実に前進しています。 グループ組織の簡素化、取締役会の構成とコーポレート・ガバナンスの変更についても発表いたしました。平成18 年6月のピルキントン社買収以降、ネット借入残高は1,567億円(30%)削減しております。新興市場で成長への 土台作りについても、東欧、南米、インド、中国等の地域で合弁事業や工場新設により事業拡大の準備をしており ます。

フェーズ1は当初、4年間で完遂する計画としたうえで、予定よりも早く目標を達成すると見込んでおりました。しかし、いまや景気後退の影響によりその達成には4年はかかるものと考えております。平成21年1月に発表した通り、当社グループでは成長戦略に沿って重点化するべく、慎重に投資計画を見直しました。太陽電池向けガラス事業を成長のための重点領域として位置づけており、短期における全体の投資総額を抑える一方でその中に占める同事業への投資割合を増やして参ります。

フェーズ2では、板ガラス事業における確固たる成長戦略の展開、特に地理的に将来高成長が見込める国々への 算入を目指します。また競争力を高め、画期的な商品の立ち上げ、研究開発における競争力向上、新しい技術開発 が進むような環境整備を行います。

フェーズ3では、更なる成長のための新事業分野の探索を行うとともに、グループが持つ強み(市場資産、技術資産、事業資産)を活かした新しい事業分野の探索、周辺事業分野での企業買収、合併、提携先の模索を行います。

## 第3【設備の状況】

- (1) 主要な設備の状況
  - 当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。
- (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】
  - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	1, 775, 000, 000
A種優先株式	3,000,000
計	1, 775, 000, 000

平成21年6月26日開催の株主総会において、定款の変更を行い、当社の発行可能株式総数は普通株式1,775,000,000株、A種優先株式3,000,000株となりました。

#### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
普通株式	669, 550, 999	669, 550, 999	東京証券取引所第一部 大阪証券取引所第一部	単元株式数 1,000株
A種優先株式	_	3, 000, 000	非上場	単元株式数 1株(注2)
計	669, 550, 999	672, 550, 999	_	_

- (注1)提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (注2) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (A) 優先配当金

#### (1) A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当 ((5)に定めるA種優先中間配当金を除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当((3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、(5)に定めるA種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

#### (2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき、925円(ただし、2010年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、842円とする。)とする。

ただし、ある事業年度(以下「A種優先配当金の変更前事業年度」という。)とその直前の事業年度の2事業年度連続して、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下(3)に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、(5)に定めるA種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が各事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しなかった場合には、A種優先配当金の変更前事業年度の翌事業年度(以下「A種優先配当金の変更事業年度」という。)以降、A種優先配当金の額は、1株につき、1,225円に変更されるものとする(以下「A種優先配当金の変更」という。)。

#### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、(5)に定めるA種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

#### (4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

#### (5) A種優先中間配当金

当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。ただし、2009年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金の額は、1株につき、381円とする。

#### (B) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、第14項に定める基準価額を支払う。なお、残余財産の分配の場合は、第14項に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

#### (C)取得請求権

#### 1. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社に対し、2009年7月2日以降いつでも、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、次に定めるところにより、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生ずる日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする(以下当該取得を行う日を「取得日」という。)。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、下記に従って計算される。なお、下記 (1)又は(2)に基づいて算定されるA 種優先株式1株あたりの取得価額を「基準価額」という。また、以下、「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。)に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

#### (1) A種優先配当金の変更が行われていない場合

〈基本取得価額算式〉

基本取得価額=10,000円×(1+0.0925)<sup>m</sup>×(1+0.0925)<sup>n</sup>

基本取得価額算式における「m」は、(a) 払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b) その後の日が取得日である場合には、払込期日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年の払込期日に応当する日(以下「払込期日応当日」という。)のうち、取得日の直前の払込期日応当日をいう(取得日が払込期日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)。

基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には払込期日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

ただし、取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金(累積未払A種優先配当金を含む。以下本項において同じ。)が支払われた場合(当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」という。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

#### 〈控除価額算式〉

控除価額=支払済A種優先配当金×(1+0.0925) x×(1+0.0925) y

控除価額算式における「x」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日(以下「優先配当支払日」という。)からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、優先配当支払日から直前優先配当支払応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直

前優先配当支払応当日」とは、毎年の優先配当支払日に応当する日(以下「優先配当支払応当日」という。)のうち、取得日の直前の優先配当支払応当日をいう(取得日が優先配当支払応当日と同じ日である場合には、取得日を直前優先配当支払応当日とする。)。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には優先配当支払日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前優先配当支払応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

#### (2) A種優先配当金の変更が行われた場合

〈A種優先配当金の変更後基本取得価額算式〉

A種優先配当金の変更後基本取得価額=変更後計算基準日取得価額×(1+0.1225)p×(1+0.1225)q

「変更後計算基準日取得価額」とは、A種優先配当金の変更前事業年度の末日(以下「計算基準日」という。)を取得日とした場合に、上記(1)に従って算定されるA種優先株式1株あたりの取得価額をいう。
A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「p」は、(a)計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、計算基準日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年の計算基準日に応当する日(以下「計算基準日応当日」という。)のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう(取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)。

A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には計算基準日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

ただし、計算基準日の翌日から取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金が支払われた場合(計算基準日の翌日から当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「変更後支払済A種優先配当金」という。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額をA種優先配当金の変更後基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、変更後支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

## 〈A種優先配当金の変更後控除価額算式〉

A種優先配当金の変更後控除価額=変更後支払済A種優先配当金×(1+0.1225)\*×(1+0.1225)s

A種優先配当金の変更後控除価額算式における「r」及び「s」は、上記(1)の控除価額算式における「x」及び「y」に準じて算出される。この場合、上記(1)の「支払済A種優先配当金」を「変更後支払済A種優先配当金」に読み替える。

#### 2. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

2009年7月2日以降

- (2) 取得の条件
  - ① A種優先株主は、次に定める条件により当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる(以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の 交付すべき普通株式数 = 第14項に定める基準価額の総額 ・交付価額

## ② 交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、291.7円とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、2010年1月15日以降の毎年1月15日及び7月15日(以下それぞれ「交付価額修正日」という。)に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に

修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額の65%(以下「下限交付価額」という。)を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記へにより調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

## ハ 交付価額の調整

(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合 又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をも って交付価額(上記ロに基づく修正後の交付価額を含む。)を調整する。

交付普通株式数×1株あたりの払込金

 調整後
 =
 調整前

 交付価額
 交付価額

既発行普通株式数+交付普通株式数

調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。) (ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準目の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記 の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されてい る取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され 普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対 価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
  - (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会 社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
  - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により 交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主 名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- ③ 取得請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

④ 取得の効力発生

取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、A種優先株式を取得し、 当該取得請求をした株主(第16項の規定に基づく取得請求を行った株主に限る。)は、当会社がその取得 と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

#### (D) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、(a) 払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第14項に定める基準価額に1.02を乗じて算出される額とし、(b) その後の日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第14項に定める基準価額と同額とする。なお、上記の基準価額の算出においては、第14項に定める基準価額の計算における「取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

#### (E) 議決権条項

A種優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成16年5月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権付社債の残高 (百万円)	23,000
新株予約権の数(個)	4, 600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	42, 435, 424
新株予約権の行使時の払込金額(円)	542(注)
新株予約権の行使期間	平成16年5月20日 ~平成23年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発	発行価格 542
行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 271
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以 後本新株予約権の行使はできないものとする。また、各 新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	_
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当 社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行 株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、自己株式数を除く)をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 当社は、旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

①平成16年6月29日開催の定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	455,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	418 (注2)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日 ~平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 418 資本組入額 209
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調 整 後 
$$=$$
 調 整 前  $\times$   $\frac{1}{$  分割・併合の比率

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を 行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

#### ②平成17年6月29日開催の定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	495
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	495,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466 (注2)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ~平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調 整 後 
$$=$$
 調 整 前  $\times$   $\frac{1}{$  分割・併合の比率

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を 行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成18年6月29日開催の定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)		
新株予約権の数 (個)	345		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	345,000 (注1)		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	578 (注2)		
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ~平成28年6月28日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 799.2 資本組入額 400		
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調 整 後 
$$=$$
 調 整 前  $\times$   $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を 行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

	既発行株式数+	新規発行株式数×1株当たり払込金額
調整後」調整前、	<b>死于小人</b>	新規発行前の株価
払込金額 一払込金額 ^	既発	行株式数+新規発行株式数

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

①平成19年8月30日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)		
新株予約権の数(個)	281		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281,000 (注1)		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1		
新株予約権の行使期間	平成19年 9 月29日 ~平成49年 9 月28日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667.31 資本組入額 334		
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の 取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失し た日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使する ことができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その 相続人が新株予約権を行使することができる。ただ し、被割当者の相続人から相続した者による権利行使 は認めない。 ③その他の条件については、株主総会決議及び取締役会 決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者と の間で別途締結する契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、組織再編行為という。)を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、組織再編対象会社という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

#### ②平成20年8月28日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
新株予約権の数(個)	461	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	461,000 (注1)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	平成20年9月28日 ~平成50年9月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発	発行価格 498.51	
行価格及び資本組入額 (円)	資本組入額 250	
新株予約権の行使の条件	<ul> <li>①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の取締役、執行役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。</li> <li>③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。</li> </ul>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	_	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、組織再編行為という。)を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、組織再編対象会社という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残 高	増減額	残 高
	(株)	(株)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
平成21年4月1日~ 平成21年6月30日	_	669, 550, 999	_	96, 147	_	104, 470

<sup>(</sup>注) 平成21年7月1日を効力発生日として第三者割当によるA種優先株式の発行を実施しました。これにより、A種優先株式が3,000,000株増加しております。

#### (5) 【大株主の状況】

フィデリティ投信株式会社から、平成21年6月19日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成21年6月15日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成21年6月30日現在の各社の実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	38, 374	5. 73
計	38, 374	5. 73

株式会社 三菱UF J フィナンシャル・グループから、平成21年7月6日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成21年6月29日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成21年6月30日現在の各社の実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	13, 872	2. 07
三菱UFJ証券株式会社	2, 058	0. 31
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	11,706	1.72
三菱UFJ投信株式会社	6, 511	0. 97
計	34, 147	5. 01

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーから、平成21年7月7日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成21年6月30日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成21年6月30日現在の各社の実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	12, 152	1.81
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	12, 589	1. 88
キャピタル・インターナショナル・インク	5, 806	0.87
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・ アール・エル	1, 498	0. 22
キャピタル・インターナショナル株式会社	2, 089	0. 31
計	34, 134	5. 10

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## ①【発行済株式】

(平成21年6月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,398,000	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 664,828,000	664, 828	_
単元未満株式	普通株式 3,324,999	_	_
発行済株式総数	669, 550, 999	_	_
総株主の議決権	_	664, 828	_

## ②【自己株式等】

(平成21年6月30日現在)

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本板硝子㈱	東京都港区三田 三丁目5番27号	1, 398, 000	_	1, 398, 000	0. 21
<b>1</b>	_	1, 398, 000	_	1, 398, 000	0. 21

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	311	321	314
最 低(円)	244	247	268

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

#### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸 表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結 累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成して おります。

## 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74, 501	94, 979
受取手形及び売掛金	98, 142	94, 291
商品及び製品	67, 398	69, 335
仕掛品	10, 755	10, 352
原材料及び貯蔵品	33, 266	34, 139
その他	36, 027	25, 950
貸倒引当金	△4, 277	△3, 815
流動資産合計	315, 811	325, 231
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	146, 225	147, 014
減価償却累計額	△79, 993	△79, 334
建物及び構築物(純額)	66, 232	67, 679
機械装置及び運搬具	374, 607	366, 197
減価償却累計額	△195, 704	△188, 927
機械装置及び運搬具(純額)	178, 902	177, 270
工具、器具及び備品	42, 929	41,603
減価償却累計額	△26, 913	△25, 200
工具、器具及び備品(純額)	16, 016	16, 403
土地	48, 780	46, 483
リース資産	8,009	8, 089
減価償却累計額	△3, 428	△3, 136
リース資産 (純額)	4, 581	4, 953
建設仮勘定	4, 290	4,690
有形固定資産合計	318, 801	317, 478
無形固定資産		
のれん	136, 346	132, 882
その他	129, 403	127, 283
無形固定資産合計	265, 750	260, 165
投資その他の資産		,
投資有価証券	51, 093	55, 935
その他	66, 760	67, 745
貸倒引当金	△1, 450	△1, 334
投資その他の資産合計	116, 403	122, 347
固定資産合計	700, 954	699, 989
資産合計	1, 016, 765	1, 025, 221
大工口川		1, 020, 221

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	60, 614	61, 902
短期借入金	120, 156	84, 784
リース債務	2, 764	3, 038
未払法人税等	10, 179	19, 369
引当金	23, 093	24, 403
その他	73, 550	75, 820
流動負債合計	290, 357	269, 315
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	244, 571	273, 557
リース債務	4, 437	4, 943
修繕引当金	10, 259	10, 159
退職給付引当金	63, 654	62, 808
その他の引当金	6, 876	6, 714
その他	82, 121	80, 502
固定負債合計	471, 918	498, 683
負債合計	762, 275	767, 998
純資産の部		
株主資本		
資本金	96, 147	96, 147
資本剰余金	105, 287	105, 287
利益剰余金	100, 463	118, 159
自己株式	△590	△585
株主資本合計	301, 308	319, 009
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	800	2, 339
繰延ヘッジ損益	△7, 870	$\triangle 10,756$
為替換算調整勘定	△50, 261	△63, 944
評価・換算差額等合計		$\triangle 72,361$
新株予約権	493	493
少数株主持分	10, 021	10, 082
純資産合計	254, 491	257, 223
負債純資産合計	1, 016, 765	1, 025, 221
只识心员生口口	1, 010, 705	1, 020, 221

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	221, 518	143, 582
売上原価	153, 361	109, 936
売上総利益	68, 156	33, 646
販売費及び一般管理費	*1 58,087	*1 44,668
営業利益又は営業損失(△)	10,069	△11,022
営業外収益		
受取利息	1, 577	435
受取配当金	373	164
デリバティブ評価益	_	1, 102
持分法による投資利益	1,874	_
その他	478	367
営業外収益合計	4, 303	2,067
営業外費用		·
支払利息	5, 363	3, 447
持分法による投資損失	, <u> </u>	661
その他	2, 124	2, 701
営業外費用合計	7, 488	6, 809
経常利益又は経常損失(△)	6, 884	△15, 764
特別利益		
固定資産売却益	496	114
投資有価証券売却益	7, 422	4, 131
関係会社株式売却益	29, 646	62
その他	517	73
特別利益合計	38,083	4, 380
特別損失		
固定資産除却損	86	38
固定資産売却損	5	8
減損損失	_	3, 903
事業構造改善費用	_	1, 480
その他	8	70
特別損失合計	101	5, 499
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	44, 867	△16, 883
法人税等	16, 169	△1, 219
少数株主利益	894	28
四半期純利益又は四半期純損失(△)	27, 803	△15, 691

(単位:百万円)

		(半位:日刀口)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半 期純損失(△)	44, 867	△16, 883
減価償却費	15, 589	13, 132
のれん償却額	2, 474	2,067
減損損失	_	3, 903
貸倒引当金の増減額(△は減少)	83	274
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△9, 982	626
修繕引当金の増減額 (△は減少)	93	100
固定資産除売却損益(△は益)	$\triangle 425$	△68
投資有価証券売却及び評価損益(△は益)	△7, 422	△4, 131
関係会社株式売却損益(△は益)	△29, 646	$\triangle 62$
受取利息及び受取配当金	$\triangle 1,950$	△598
支払利息	5, 363	3, 447
持分法による投資損益(△は益)	$\triangle 1,874$	661
売上債権の増減額(△は増加)	△643	△4 <b>,</b> 073
たな卸資産の増減額 (△は増加)	$\triangle 5,905$	4, 082
仕入債務の増減額(△は減少)	△14, 769	△5, 649
その他	10,883	1,730
小計	6, 735	△1, 441
利息及び配当金の受取額	3,977	631
利息の支払額	△9, 667	△3, 030
法人税等の支払額	$\triangle 3,752$	$\triangle 9,435$
営業活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 2,707$	△13, 276
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 11,544$	$\triangle 5,485$
有形固定資産の売却による収入	988	377
無形固定資産の取得による支出	△109	△121
投資有価証券の取得による支出	$\triangle 3$	$\triangle 2$
投資有価証券の売却による収入	51,057	7, 144
関係会社株式の取得による支出	△1, 166	△324
関係会社株式の売却による収入	_	27
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△1, 147	△147
長期貸付けによる支出	△19	△1, 196
その他	398	△489
投資活動によるキャッシュ・フロー	38, 453	△217

		(平匹・日万11)
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△5, 097	26, 727
長期借入れによる収入	442	40, 923
長期借入金の返済による支出	△21,970	△78, 173
社債の発行による収入	20,000	_
配当金の支払額	$\triangle 2,010$	△1,889
少数株主への配当金の支払額	△824	△273
ファイナンス・リース債務の返済による支出	$\triangle 427$	△784
その他	△7	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9, 894	△13, 479
現金及び現金同等物に係る換算差額	4, 595	3, 292
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	30, 446	$\triangle 23,679$
現金及び現金同等物の期首残高	103, 293	75, 598
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 額(△は減少)	1,604	_
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 135, 343	<sup>*1</sup> 51, 918

#### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度まで連結子会社であった日本板硝子東関東販売㈱は、他 の連結子会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。 前連結会計年度まで連結子会社であったNSG America, Inc. を譲渡した ため、連結の範囲から除外しております。
	(2) 変更後の連結子会社の数 229社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計 基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関 する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12 月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会 計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進 捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工 事完成基準を適用しております。 これによる影響額は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しておりま す。

#### 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

## (四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「修繕引当金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる「修繕引当金」は9,858百万円であります。

#### (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間において、「デリバティブ評価益」は営業外収益の100分の20を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「デリバティブ評価損」は68百万円であります。

## 【簡便な会計処理】

	,
	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当社及び連結子会社は、一般債権の貸倒見積高の算定において、前連結会
	計年度において算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定
	しております。
2. たな卸資産の評価方法	当社及び連結子会社は、当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸高
	を、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法によ
	り算定しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰	当社及び連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連
延税金負債の算定方法	結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利
	用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 税金費用の計算	当社及び連結子会社は、税金費用について、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

#### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

#### 当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)

#### 1. 偶発債務

(1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証及び保証予約等を行っております。

債務保証残高4,640百万円保証予約等残高80"計4,720"

(2) ドイツの連結子会社における少数株主持分に係わる 裁判について

当社グループのPilkington Holding GmbH (当時の 名称はPilkington Deutschland GmbH)は、平成元年に Dahlbusch AGと損益通算契約を締結し、少数株主持分 の買取オファーを行いましたが、一部の少数株主は金 額に不服有りとして法的手続きに訴え、平成元年より 裁判が継続しております。一審は平成18年12月に決定 を下し、平成19年2月に、Dahlbusch AGの株式につい て優先株式1株当たり629ユーロ(当初の申し出は578 ユーロ) および普通株式1株当たり330ユーロ (当初 の申し出は292ユーロ)に加え、当初申し出をした平 成元年3月からの金利(基準金利プラス2%)を支払 う旨の決定が下されました。また、今まで支払われた 配当については上記の金利から差し引く権利を与えら れております。少数株主とPilkington Holding GmbH 両社は、この決定に対し控訴しております。これに関 して、平成21年6月に、高等地方裁判所より、一審の 決定の支持が早期に出される旨の確認通知を受けまし

平成21年6月30日時点では支払が確実に見込まれる少数株主に対するものとして25百万ユーロ(3,400百万円)を既に引当計上しております。これに加え、その他の少数株主に対して最大で約9百万ユーロ(1,224百万円)の債務を負う可能性がありますが、現時点では金額を算定することは困難と考えております。

(3) ロシア合弁事業に係わるプットオプションの行使について

平成21年1月19日、当社グループのロシアにあるジョイントベンチャー、Pilkington Glass LLCの株式を保有するPilkington Nederland (No. 6) B. V. に対して、同社の合弁パートナーであるEEIF Sub VIN. V. により、その50%保有株式につきプットオプションの行使が行われました。当社グループは、Pilkington Glass社の時価評価に基づき算定されるプットオプションの行使価格について、EEIF Sub VI N. V社との合意には至っておりません。これを受けて、EEIF Sub VI N. V社は株主及び合弁パートナーとしての権利の行使を継続しております。当件より発生が見込まれる債務額を算定することは現時点では困難と考えております。

## 前連結会計年度末(平成21年3月31日)

- 1. 偶発債務
- (1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証及び保証予約等を行っております。

債務保証残高5,635百万円保証予約等残高80"計5,715"

(2) ドイツの連結子会社における少数株主持分に係わる 裁判について

当社グループのPilkington Holding GmbH (当時の 名称はPilkington Deutschland GmbH)は、平成元年に Dahlbusch AGと損益通算契約を締結し、少数株主持分 の買取オファーを行いましたが、一部の少数株主は金 額に不服有りとして法的手続きに訴え、平成元年より 裁判が継続しております。一審は平成18年12月に決定 を下し、平成19年2月に、Dahlbusch AGの株式につい て優先株式1株当たり629ユーロ(当初の申し出は578 ユーロ) および普通株式1株当たり330ユーロ(当初 の申し出は292ユーロ)に加え、当初申し出をした平 成元年3月からの金利(基準金利プラス2%)を支払 う旨の決定が下されました。また、今まで支払われた 配当については上記の金利から差し引く権利を与えら れております。少数株主とPilkington Holding GmbH 両社は、この決定に対し控訴しております。これに関 して、平成21年6月に、高等地方裁判所より、一審の 決定の支持が早期に出される旨の確認通知を受けまし

平成21年3月31日時点では支払が確実に見込まれる少数株主に対するものとして25百万ユーロ(3,192百万円)を既に引当計上しております。これに加え、その他の少数株主に対して最大で約9百万ユーロ(1,170百万円)の債務を負う可能性がありますが、現時点では金額を算定することは困難と考えております。

(3) ロシア合弁事業に係わるプットオプションの行使について

平成21年1月19日、当社グループのロシアにあるジョイントベンチャー、Pilkington Glass LLCの株式を保有するPilkington Nederland (No. 6) B.V.に対して、同社の合弁パートナーであるEEIF Sub VIN.V.により、その50%保有株式につきプットオプションの行使が行われました。当社グループは、Pilkington Glass社の時価評価に基づき算定されるプットオプションの行使価格について、EEIF Sub VI N.V社との合意には至っておりません。これを受けて、EEIF Sub VI N.V社は株主及び合弁パートナーとしての権利の行使を継続しております。当件より発生が見込まれる債務額を算定することは現時点では困難と考えております。

#### (四半期連結損益計算書関係)

	前第1四半期連結界 (自 平成20年4月 至 平成20年6月	1日			当第1四半期連結 (自 平成21年4 至 平成21年6	月1日	
<b>※</b> 1	. 販売費及び一般管理費のうな 次のとおりであります。	5主要な費用	及び金額は		表費及び一般管理費のう このとおりであります。	ち主要な費用	月及び金額は
	運送保管費	14, 556	百万円		送保管費	9, 885	百万円
	人件費	16, 104	"	人	、件費	12, 173	"
	貸倒引当金繰入額	21	"	貸	例引当金繰入額	660	"
	賞与引当金繰入額	211	"	賞	了与引当金繰入額	331	"
	退職給付費用	966	"	退	<b>L</b> 職給付費用	2, 928	"
	役員退職慰労引当金繰入額	11	"	役	大員退職慰労引当金繰入額	10	"

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高		※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸
借対照表に掲記されている科目の金	金額との関係	借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年	年6月30日現在)	(平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 16	66,517 百万円	現金及び預金勘定 74,501 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期	△157 ″	預入期間が3ヶ月を超える定期 △456 ″
預金		預金
負の現金同等物 △3	31, 015 "	負の現金同等物 △22,127 ″
現金及び現金同等物 13	35, 343 "	現金及び現金同等物 51,918 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 669,550千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,417千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 493百万円

4. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月20日 取締役会	普通株式	2, 004	3	平成21年3月31日	平成21年6月12日	利益剰余金

#### (セグメント情報)

# 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	機能性 ガラス事業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	98, 190	99, 940	18, 999	4, 387	221, 518	_	221, 518
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	564	959	277	1, 217	3, 018	(3, 018)	_
計	98, 755	100, 899	19, 276	5, 604	224, 536	(3, 018)	221, 518
営業利益又は営業損失(△)	5, 281	7, 195	1, 204	△3, 534	10, 146	(77)	10, 069

### 当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	機能性 ガラス事業	その他の 事業	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	62, 210	63, 390	15, 092	2, 889	143, 582	_	143, 582
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	637	744	134	847	2, 362	(2, 362)	_
計	62, 847	64, 134	15, 226	3, 736	145, 943	(2, 362)	143, 582
営業利益又は営業損失(△)	△5, 232	△1, 990	△22	△3,878	△11, 121	99	△11,022

# (注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、連結財務諸表提出会社の売上集計区分によっております。

2. 事業区分に属する主要な製品名称

建築用ガラス事業 … 型板ガラス、フロート板ガラス、磨板ガラス、加工ガラス、建築材料、

太陽電池向けガラス等

自動車用ガラス事業 … 加工ガラス等

機能性ガラス事業 … 光・ファインガラス製品、産業用ガラス製品、LCD製品、

特殊ガラス繊維製品、エアフィルタ関連製品、環境保全機器等

その他の事業 … 設備エンジニアリング、試験分析等

3. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「建築用ガラス事業」で44百万円、「自動車用ガラス事業」で65百万円、「機能性ガラス事業」で44百万円それぞれ減少しております。

#### (有形固定資産の減価償却の方法)

当1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から 定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「建築用ガ ラス事業」で126百万円、「自動車用ガラス事業」で183百万円、「機能性ガラス事業」で125百万円、「そ の他の事業」で25百万円、それぞれ増加しております。

#### (有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、当社の機械装置の耐用年数を3~15年から、3~9年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「建築用ガラス事業」で37百万円、「自動車用ガラス事業」で10百万円、「機能性ガラス事業」で30百万円それぞれ減少しております。

# (リース取引に関する会計基準)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる影響額は軽微であります。

## 当第1四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を、当第1四半期連結会計期間から適用しております。これによる影響額は軽微であります。

#### 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	日本	欧州	北米	その他の 地域	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	50, 339	117, 296	28, 406	25, 475	221, 518	_	221, 518
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	5, 827	72, 542	7, 391	6, 441	92, 203	(92, 203)	_
計	56, 166	189, 839	35, 798	31, 917	313, 721	(92, 203)	221, 518
営業利益又は営業損失(△)	260	7, 879	△933	2, 620	9, 827	241	10, 069

### 当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	日本	欧州	北米	その他の 地域	計	消去又は 全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	37, 546	66, 930	19, 955	19, 151	143, 582	_	143, 582
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	3, 755	41, 184	4, 870	4, 360	54, 168	(54, 168)	_
計	41, 301	108, 113	24, 825	23, 511	197, 750	(54, 168)	143, 582
営業利益又は営業損失(△)	△3, 402	△6,830	△1,893	1, 095	△11,031	8	△11,022

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧州 ・・・・ イギリス、ドイツ、イタリア等

北米 ・・・・ アメリカ、カナダ

その他の地域 …… ブラジル、アルゼンチン、中国、マレーシア等

3. 会計処理の方法の変更

#### 前第1四半期連結累計期間

## (棚卸資産の評価に関する会計基準)

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益が154百万円減少しております。

## (有形固定資産の減価償却の方法)

当第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益が461百万円増加しております。

## (有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、当社の機械装置の耐用年数を3~15年から、3~9年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益が78百万円減少しております。

#### (リース取引に関する会計基準)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる影響額は軽微であります。

### 当第1四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。これによる影響額は軽微であります。

#### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

		欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	113, 579	26, 901	17, 039	18, 238	175, 758
П	連結売上高(百万円)					221, 518
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	51. 3	12. 1	7. 7	8. 2	79. 3

### 当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

		欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I	海外壳上高(百万円)	63, 843	18, 664	14, 848	12, 690	110, 046
II	連結売上高(百万円)					143, 582
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%)	44. 5	13.0	10. 3	8.8	76. 6

- (注) 1. 海外売上高は、連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
  - 2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 3. 区分に属する主な国又は地域

欧州 … イギリス、ドイツ、イタリア等

北米 … アメリカ、カナダ

アジア ・・・・ 中国、マレーシア、フィリピン等

その他の地域 … ブラジル、アルゼンチン等

### (有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照 表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	2, 078	3, 114	1,036
(2) 債券	3, 244	3, 504	260
(3) その他	_	_	_
合計	5, 321	6, 618	1, 296

# (デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	22, 968	22, 937	31
	買建	12, 168	11, 812	△356

- (注) 1. 時価の算定方法 為替予約取引については先物相場を使用しております。
  - 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

共通支配下の取引等

- 1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の国内建築用ガラス販売事業

事業の内容 主として国内の企業向けに建築用ガラスの販売を行っています。

(2) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社(当社の連結子会社)を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。分割に際し、日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社は株式、金銭、その他の財産の交付は行っていません。

(3) 結合後企業の名称

日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社(当社の連結子会社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

これまで当社の国内建築用ガラス事業において販売は当社、建築用機能ガラスの製造は日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社などに機能が分散しておりました。これらを統合することにより意思決定のスピードアップ、一元管理、重複機能削減などを図り、建築用ガラス分野でより業績の向上を果たすことが目的です。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# (1株当たり情報)

# 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	365.16円	1株当たり純資産額	369. 15円

# 2. 1株当たり四半期純利益(損失)金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	41.61円	1株当たり四半期純損失金額 △23.49月
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	39.11円	
		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

# (注) 1株当たり四半期純利益 (△損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 (△損失) 金額		
四半期純利益(△損失) (百万円)	27, 803	△15, 691
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	<del>-</del>
普通株式に係る四半期純利益 (△損失) (百万円)	27, 803	△15, 691
期中平均株式数(千株)	668, 254	668, 143
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	_	
普通株式増加数 (千株)	42, 710	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	_	_

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

#### (優先株式の発行)

当社は平成21年5月20日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議いたしました。また、当社は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において本優先株式の発行のために必要となる「定款一部変更の件」を決議しました。

本優先株式発行に係わる払込みは平成21年7月1日に完了いたしました。

1. 株式の種類

日本板硝子株式会社A種優先株式

2. 発行株式数

3,000,000株

3. 発行価格

1株につき 金10,000円

4. 発行価額の総額

30,000,000,000円

5. 資本組入額及び資本準備金組入額

資本組入額 : 1株につき 金5,000円 資本準備金組入額 : 1株につき 金5,000円

6. 資本組入額の総額及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 : 15,000,000,000円 資本準備金組入額の総額: 15,000,000,000円

7. 発行方法

第三者割当の方法によりUDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合に対し割り当てる。

8. 配当率

年9.25% (追加で平成22年3月期の中間配当として年1.5%)

9. 第三者割当者の金銭対価取得請求権

第三者割当者は発行日から7年経過した日以降、又は当社が財務条項を満たさなかった場合等には当社へ優先 株式の買取請求が可能。

10. 当社の金銭対価取得条項:

当社はいつでも優先株式を買い戻すことが可能。また、1年以内であれば年2%のプレミアムの支払が必要。

11. 議決権

なし

12. 申込期日

平成21年7月1日

13. 払込期日

平成21年7月1日

14. 資金の使途

約230億円は既存の有利子負債の返済に充当し、残る資金は通常の事業資金に充当します。

#### (資本金及び資本準備金の減少)

平成21年5月20日開催の取締役会において、日本板硝子株式会社A種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加額分に係わるそれぞれの減少に関する決議をし、平成21年7月1日に実施いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の減少の方法

会社法第447条第3項及び会社法448条第3項に基づく株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによります。

2. 減少した資本金及び資本準備金の額

減少した資本金の額 : 15,000,000,000円 減少した資本準備金の額: 15,000,000,000円

# 2【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

日本板硝子株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 則春 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本 要 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

日本板硝子株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 則春 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年5月20日開催の取締役会において決議した第三者割当により発行される優先株式について、平成21年7月1日に払込が完了した。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月20日開催の取締役会において決議した上記優先株式の 払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加額分に係わるそれぞれの減少を、平成21年7 月1日に実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成21年8月11日

【英訳名】 Nippon Sheet Glass Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長兼CEO スチュアート・チェンバース

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役GFD マイク・パウエル

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長兼CEOスチュアート・チェンバース及び当社最高財務責任者である執行役GFDマイク・パウエルは、当社の第144期第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

# 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。